

所属所長 殿

一般財団法人岡山県教育職員互助組合理事長  
( 公 印 省 略 )

互助組合給付及び貸付規程、退職互助規程、保険事業取扱規程の一部改正について(通知)

このことについて、平成30年2月15日開催の理事会において、別紙のとおり一般財団法人岡山県教育職員互助組合給付及び貸付規程、退職互助規程、保険事業取扱規程の一部を改正しますので、貴所属所会員に周知いただきますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 規程等 一般財団法人岡山県教育職員互助組合給付及び貸付規程  
一般財団法人岡山県教育職員互助組合退職互助規程  
一般財団法人岡山県教育職員互助組合保険事業取扱規程
- 2 改正内容 ○ 給付及び貸付規程  
第31条中「会員( )」の次に「新規採用者で」を加える。  
附則第6項中「平成29年4月1日」を「平成30年4月1日」に、  
「0.1416パーセント」を「0.1333パーセント」に改める。  
○ 退職互助規程  
附則第4項中「平成29年4月1日」を「平成30年4月1日」に、  
「0.1416パーセント」を「0.1333パーセント」に改める。  
○ 保険事業取扱規程  
第2条第1項中「別表に掲げる会社」を「各生命保険会社及び損害保険会社」に改め、同条第2項中「別表に掲げる会社」を「法人と団体契約を締結した各生命保険会社及び損害保険会社」に改める。
- 3 施行年月日 平成30年4月1日

一般財団法人岡山県教育職員互助組合給付及び貸付規程新旧対照表

新	旧
第31条 会員(新規採用者で会員期間1年未満の者及び再任用者を除く。以下この章において同じ。)が臨時に資金を必要とする場合は、予算の範囲内で資金を貸付けることができる。ただし、借受人である会員が未成年である場合は、法定代理人の同意を得なければ貸付けることができない。	第31条 会員(会員期間1年未満の者及び再任用者を除く。以下この章において同じ。)が臨時に資金を必要とする場合は、予算の範囲内で資金を貸付けることができる。ただし、借受人である会員が未成年である場合は、法定代理人の同意を得なければ貸付けることができない。

第32条から第44条 略

附 則

6 平成30年4月1日から理事長が定める日までの間（以下「適用期間」という。）における第33条第1項に規定する貸付に係る貸付金の利率は、特例として第36条の規定にかかわらず、期間1月につき0.1333パーセント（以下「特例利率」という。）とする。

第32条から第44条 略

附 則

6 平成29年4月1日から理事長が定める日までの間（以下「適用期間」という。）における第33条第1項に規定する貸付に係る貸付金の利率は、特例として第36条の規定にかかわらず、期間1月につき0.1416パーセント（以下「特例利率」という。）とする。

一般財団法人岡山県教育職員互助組合退職互助規程新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>4 <u>平成30年4月1日</u>から理事長が定める日までの間（以下「適用期間」という。）における第16条第1項に規定する貸付に係る貸付金の利率は、特例として第19条第1項の規定にかかわらず、期間1月につき<u>0.1333</u>パーセント（以下「特例利率」という。）とする。</p>	<p>附 則</p> <p>4 <u>平成29年4月1日</u>から理事長が定める日までの間（以下「適用期間」という。）における第16条第1項に規定する貸付に係る貸付金の利率は、特例として第19条第1項の規定にかかわらず、期間1月につき<u>0.1416</u>パーセント（以下「特例利率」という。）とする。</p>

一般財団法人岡山県教育職員互助組合保険事業取扱規程新旧対照表

新	旧		
<p>第2条 一般財団法人岡山県教育職員互助組合（以下「法人」という。）は、<u>各生命保険会社及び損害保険会社</u>と団体契約を締結するものとする。</p> <p>2 会員が、<u>法人と団体契約を締結した各生命保険会社及び損害保険会社</u>と団体扱いの保険契約を締結した場合、法人は、団体契約に基づく取扱いをしなければならない。</p> <p>（削る）</p>	<p>第2条 一般財団法人岡山県教育職員互助組合（以下「法人」という。）は、<u>別表に掲げる会社</u>と団体契約を締結するものとする。</p> <p>2 会員が、<u>別表に掲げる会社</u>と団体扱いの保険契約を締結した場合、法人は、団体契約に基づく取扱いをしなければならない。</p> <p>別表</p> <table border="1"> <tr> <td>会社名</td> <td>第一生命保険株式会社 日本生命保険相互会社 住友生命保険相互会社 朝日生命保険相互会社 明治安田生命保険相互会社 三井生命保険株式会社 富国生命保険相互会社 太陽生命保険株式会社 ジブラルタ生命保険株式会社 日本興亜損害保険株式会社 三井住友海上火災保険株式会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 東京海上日動火災保険株式会社 日新火災海上保険株式会社 富士火災海上保険株式会社 株式会社損害保険ジャパン</td> </tr> </table>	会社名	第一生命保険株式会社 日本生命保険相互会社 住友生命保険相互会社 朝日生命保険相互会社 明治安田生命保険相互会社 三井生命保険株式会社 富国生命保険相互会社 太陽生命保険株式会社 ジブラルタ生命保険株式会社 日本興亜損害保険株式会社 三井住友海上火災保険株式会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 東京海上日動火災保険株式会社 日新火災海上保険株式会社 富士火災海上保険株式会社 株式会社損害保険ジャパン
会社名	第一生命保険株式会社 日本生命保険相互会社 住友生命保険相互会社 朝日生命保険相互会社 明治安田生命保険相互会社 三井生命保険株式会社 富国生命保険相互会社 太陽生命保険株式会社 ジブラルタ生命保険株式会社 日本興亜損害保険株式会社 三井住友海上火災保険株式会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 東京海上日動火災保険株式会社 日新火災海上保険株式会社 富士火災海上保険株式会社 株式会社損害保険ジャパン		